

答 申

第1 審査会の結論

札幌市教育委員会(以下「諮問庁」という。)における学校教育部において指導室会議と呼ばれる会議(以下「本件会議」という。)につき、平成14年度から平成16年度までの議事録及び当該会議に提出された資料全部(以下これらを「本件対象文書」という。)の公開を求める請求(以下「本件請求」という。)について、対象公文書不存在につき非公開とした決定(以下「原決定」という。)は、妥当である。

第2 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成18年11月9日に行った本件請求に対して、札幌市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)が行った原決定を取り消し、本件対象文書を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

本件対象文書は、公文書であり、法律及び「公文書保存期間に関する条例」の定めにより5年間の保存が義務付けられている。

よって、当該文書が存在しないとの処分庁の回答は、成り立たない。

第3 諮問庁の説明要旨

1 原決定

本件対象文書のうち議事録については作成しておらず、また、配布資料は記録用として特に保存していない。したがって、原決定において、本件対象文書は不存在につき非公開としたところである。

2 文書不存在であること

本件会議は、学校教育部指導担当部長、同部教育推進課指導担当課長及び同担当課長の系列に属する指導主事並びに同部指導担当係長(以下これらの者を「指導室職員」という。)が相互の情報共有を目的として定期的に行われる会議である。

当該会議の内容は、例えば、各学校に依頼している調査の概要、次回職員研修の実施予定、その他学校等から近日中に照会が見込まれる事案等について、指導室職員が相互に連絡事項を伝達し合い、周知を図るというものである。また、本件会議における配布資料は、当該連絡事項に係る業務で使用した通知文書の写しやパンフレット等であり、これらは、それぞれの説明者の判断により、必要に応じて参考として配布されるものである。

このように、本件会議は、もっぱら連絡事項の伝達のため行われているものであり、その名称から想起させるような意見交換による何らかの意思決定を図るものではない。かかる会議目的及び運営内容に照らし、議事録の作成、配布資料一式の保管は業務上の必要性がないと判断し、行っていない。

なお言えば、学校における職員会議が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第1

1号)第23条の2及び札幌市立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第6号)第12条で定められることと異なり、本件会議は開催について法令上の定めがあるものではない。

また、審査請求人は、本件対象文書が存在すべき理由として法令に根拠があると主張しているが、本件対象文書を作成・保管していないことは法令及び条例の定め反するものではなく、その主張にある法律がいかなる法律を指しているか不明であり、「公文書保存期間に関する条例」という名称の条例は本市には存在しない。

3 結論

以上より、原決定は妥当であり、これを維持すべきと考える。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書

本件対象文書は、指導室職員により定例的に行われる本件会議に係る議事録と配布資料である。

諮問庁は、これを文書不存在につき非公開とする原決定を維持すべきであると主張しているので、以下、その妥当性を検討する。

2 文書不存在であることの妥当性

一般に、会議のうち一定の方向性や結論を見出すことを主たる目的に行うものは、意思形成過程を明らかにし、又は、継続審議を円滑かつ効率的に行うために、その記録である議事録や資料を保管することが通例であると考えられる一方、単に連絡事項の周知や所管事務に係る共通認識の確認を主たる目的とする会議などにおいては、その議事録を特に作成しない場合もあり得ると考えられる。

これを本件会議についてみると、諮問庁の説明によれば、当該会議は、もっぱら指導室職員が相互に連絡事項を伝達するために行われるものであり、出席者が意見を交換し、議論や検討を重ねて何らかの意思形成を図るような会議ではないとのことであり、当該会議の性質は、後者の会議と考えられる。

そうであるとする、諮問庁が本件対象文書を不存在とする理由として、本件会議の議事録及び配布資料を保管する業務上の必要性はなく、したがって、これを作成及び保管していないという説明は、あながち不自然・不合理であるとは認められない。

また、このような事務の取扱いは、札幌市教育委員会公文書管理規則(平成12年教育委員会規則第7号)第6条第2項の規定に照らしても、同様に不自然・不合理であるとまでは認められず、その他本件対象文書が存在することを認めるに足る事情もない。

3 結論

以上のことから、本件対象文書について、不存在につきその全部を非公開とした原決定は妥当であると認められるので、第1のとおり判断する。

第5 審査経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成19年1月30日	諮問書及び諮問庁の非公開理由説明書を受理
平成19年2月9日	審査請求人に諮問庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成19年3月20日 (第34回審査会)	事案の概要説明及び諮問庁からの事情聴取
平成19年3月29日 (第35回審査会)	審 議
平成19年3月30日	答 申

八幡委員は本件に係る調査審議を回避し、これに参加していない。